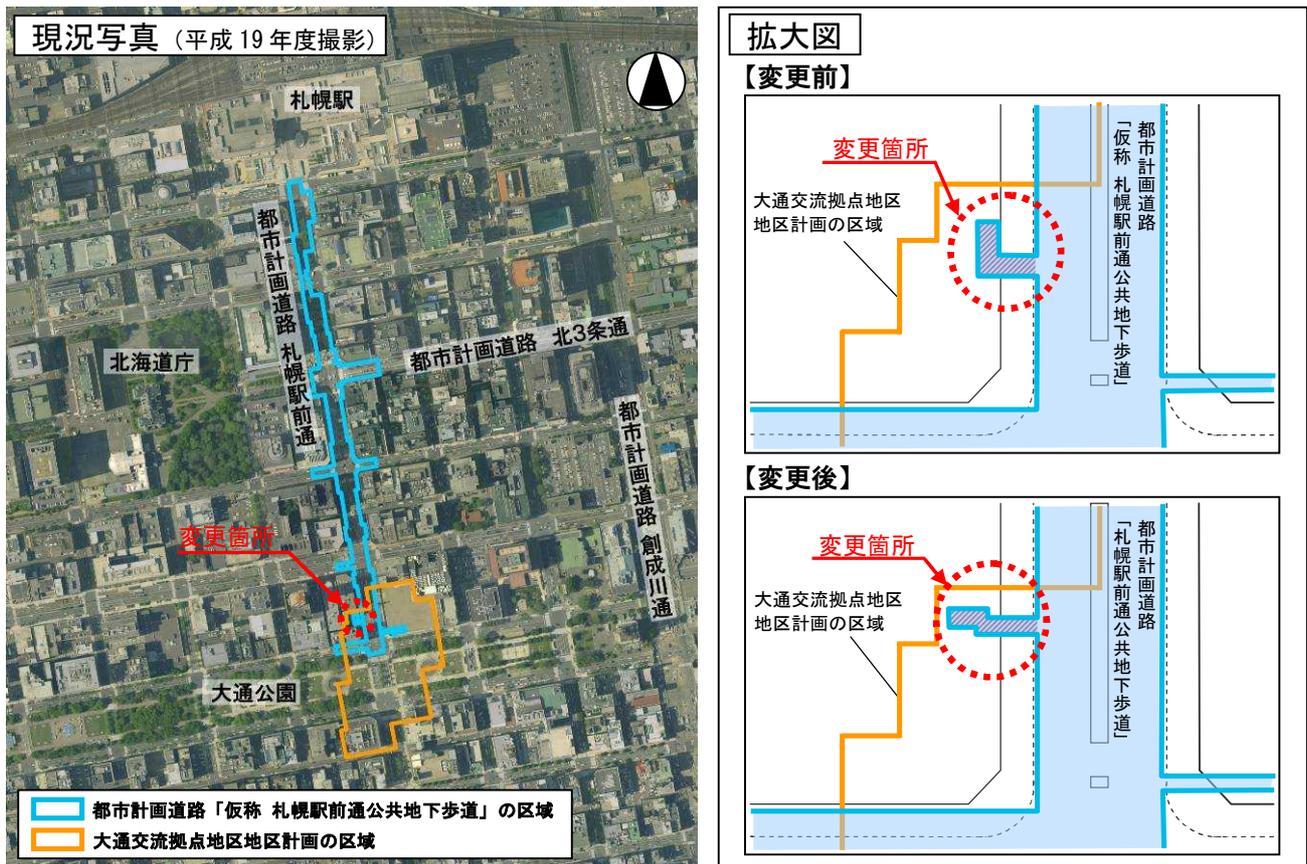


## □ 仮称 札幌駅前通公共地下歩道に関連する都市計画の変更について



### 1 都市計画変更の内容

#### ■ 道路の変更（議案第1号）

- ・ 名称：仮称 札幌駅前通公共地下歩道
- ・ 変更内容：①区域及び立体的範囲の一部変更  
②名称の変更（「仮称」を削除）

#### ■ 地区計画の変更（議案第2号）

- ・ 名称：大通交流拠点地区地区計画
- ・ 変更内容：①立体道路に関する事項（重複利用区域、建築限界）の変更  
②都市計画道路「仮称 札幌駅前通公共地下歩道」の名称変更に伴う文言整理

### 2 経緯

- ・ 札幌駅前通は、都心まちづくり計画において「にぎわいの軸」として位置づけられており、札幌駅周辺地区と大通地区間の回遊性の向上や安全で快適に移動できる歩行空間の提供を目的として、都市計画道路「仮称 札幌駅前通公共地下歩道」を平成15年3月3日に都市計画決定した。
- ・ 都市計画道路「仮称 札幌駅前通公共地下歩道」の整備にあたり、通常、歩道部に設置する地上と地下を結ぶ出入口については、道路空間の広がり確保や良好な景観形成などの効果が期待できることから、民地内整備を積極的に推進している。
- ・ 出入口の民地内整備にあたっては、立体道路制度を活用し、道路区域を立体的範囲で定めることなどにより、道路と建築物との一体的整備を実現している。
- ・ また、「大通交流拠点」は、都心まちづくり計画において「にぎわいの軸（札幌駅前通）」と「はぐくみの軸（大通）」の交点として位置づけられており、関係権利者による都市計画提案により、「大通交流拠点地区地区計画」を平成19年8月22日に都市計画決定した。
- ・ 本地区計画では、立体道路制度に関連して、重複利用区域及び建築限界を定めている。

### 3 理由

- ・都市計画道路「仮称 札幌駅前通公共地下歩道」の出入口の位置及び形状を、具体の建築計画に合わせて変更するとした協議が関係権利者と札幌市の間で整ったため、都市計画道路「仮称 札幌駅前通地下歩道」の区域及び立体的範囲を一部変更し、併せて「大通交流拠点地区地区計画」の重複利用区域及び建築限界の変更を行う。
- ・また、都市計画道路「仮称 札幌駅前通公共地下歩道」の整備にあたっては、計画当初から市民参加により検討がなされてきた経緯があり、都市計画道路の名称についても市民から募集することとして仮称としてきたが、供用開始後に多くの市民が地下空間を実感した上で愛称を別途募集することとしたため、来年3月の供用開始を前に、都市計画道路の名称については仮称を外す変更を行う。

### (参考)

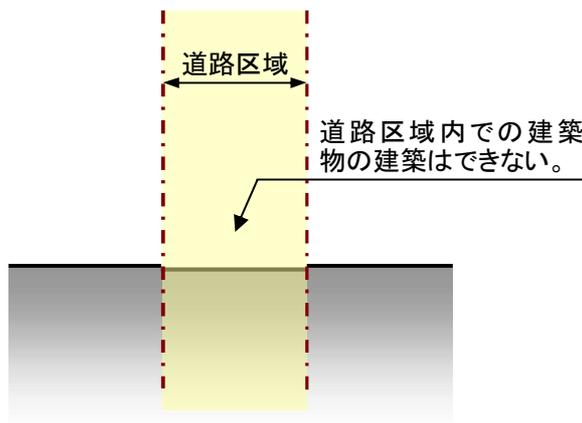
#### ○立体道路制度

道路区域内は、地上・地下ともに建築物を建築することは原則としてできないが、道路として利用する空間と建築物として利用する空間を互いに定めることにより、道路と建築物の一体的整備を図る制度。

制度の仕組みとして、道路区域の上下方向を立体的に限定した範囲で定め、併せて地区計画において、道路区域のうち建築物の敷地として併せて利用すべき区域（重複利用区域）と、建築物の建築が可能な上下の範囲（建築限界）を定める必要がある。

#### 【立体道路制度イメージ】

◇一般的な道路の場合



◇立体道路制度を活用した場合

